

## 1 共同正犯

甲、乙、丙はトーチランプから通信ケーブル及び洞道壁面 225 メートルを焼損させているが、当該行為につき業務上失火罪(刑法「以下、法名略」117 条の 2、60 条)の共同正犯が成立するか。

ここで、共同正犯の成立要件は、①共謀、②共謀に基づく実行行為であるが、過失犯においては、相互に意思連絡が認められないことから、①共謀は成立しない。

よって、本件においても、過失犯である業務上失火罪の共同正犯は成立しない。

## 2 単独犯

(1) それでは、甲、乙、丙はそれぞれ単独犯として業務上失火罪が成立するか。

(2)ア ここで、「業務」とは、社会的な地位に基づき反復継続して行うものを意味する。本件では、甲及び乙、丙は通信線路工事の設計施工を行うためにトーチランプを灯していたのであり、これは社会的な地位に基づく行為として「業務」にあたる。

イ 次に、甲、乙、丙はトーチランプの炎が確実に消火されたかどうかの確認をせずに立ち去っているが、これは「必要な注意を怠った」にあたるか。

ここで、「必要な注意を怠った」とは行為者に過失があることを意味する。そして、過失とは、予見可能性に基づく結果回避義務違反のことをいう。

本件では、甲、乙、丙はトーチランプの炎が布製防護シートに着火し、火災が発生する危険を十分に予見できていたにもかかわらず、消火されていることを何ら確認せずにその場を立ち去っている。

よって、「必要な注意を怠った」といえる。

ウ そして、「焼損」とは媒介物を離れて火が独立に燃焼しうる状態に達したことをいう。本件では、防護シートからいろいろと燃え移って、あげくには洞道壁面 225 メートルを焼損していることから、独立に燃焼したとして「焼損」(116 条 2 項)にあたる。

また、甲、乙、丙が、火が確認をして消火されていないことに気づけていれば、これらの焼損には至らなかったことから、過失行為と結果発生との因果関係も認められる。

エ もっとも、焼損したのは通信ケーブルであり、家屋でないことから「公共の危険」(116 条 2 項)が発生したとはいえないのではないか。

ここで、「公共の危険」とは 108 条、109 条の建造物への延焼の危険のみならず、不特定多数の人の生命、身体または前記建物等の以外の危険も含まれると解される。

その危険性の有無の判断については、当該保護法益が、第一に人の生命・身体の安全であることから、実際にそれらを脅かす危険が生じていたかどうかの観点から判断する。

そして、公共の危険への認識が必要とすると、刑法 108 条、109 条 1 項の放火罪の故意があることになって同罪の未遂が成立して、刑法 109 条 2 項の意義が失われてしまう。よって、公共の認識は不要である。

本件では、甲、乙、丙は過失行為により、多くの人々が一時避難するほどの煙を出すに至っている。これにより、避難する人々においても煙を吸い込むおそれがあり、人の生命・身

体に直接影響を与えるような危険性が生じている。

よって、「公共の危険」が発生したといえる。

(3) 以上より、甲、乙、丙にはそれぞれ単独犯として業務上失火罪が成立する。

以上